

高齢者介護実態調査の概要

1 介護保険制度における要介護認定の仕組み

(1) 要介護認定とは

- 介護保険制度では、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）になった場合や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要になった状態（要支援状態）になった場合に、サービスを受けることができる。
- この要介護状態や要支援状態にあるかどうか、要介護状態にあるとすればどの程度かの判定を行うのが要介護認定であり、保険者である市町村に設置される介護認定審査会で判定される。
- 要介護認定はサービスの給付額に結びつくことから、その基準については全国一律に客観的に定める。

(2) 要介護認定の流れ

- 認定調査員による心身の状況調査（認定調査）及び主治医意見書に基づくコンピュータ判定（一次判定）を行う。
- 保健・医療・福祉の学識経験者より構成される介護認定審査会により、一次判定結果、主治医意見書等に基づき審査判定（二次判定）を行う。

申請

【市町村】

主治医意見書

心身の状況に関する調査

基本調査

特記事項

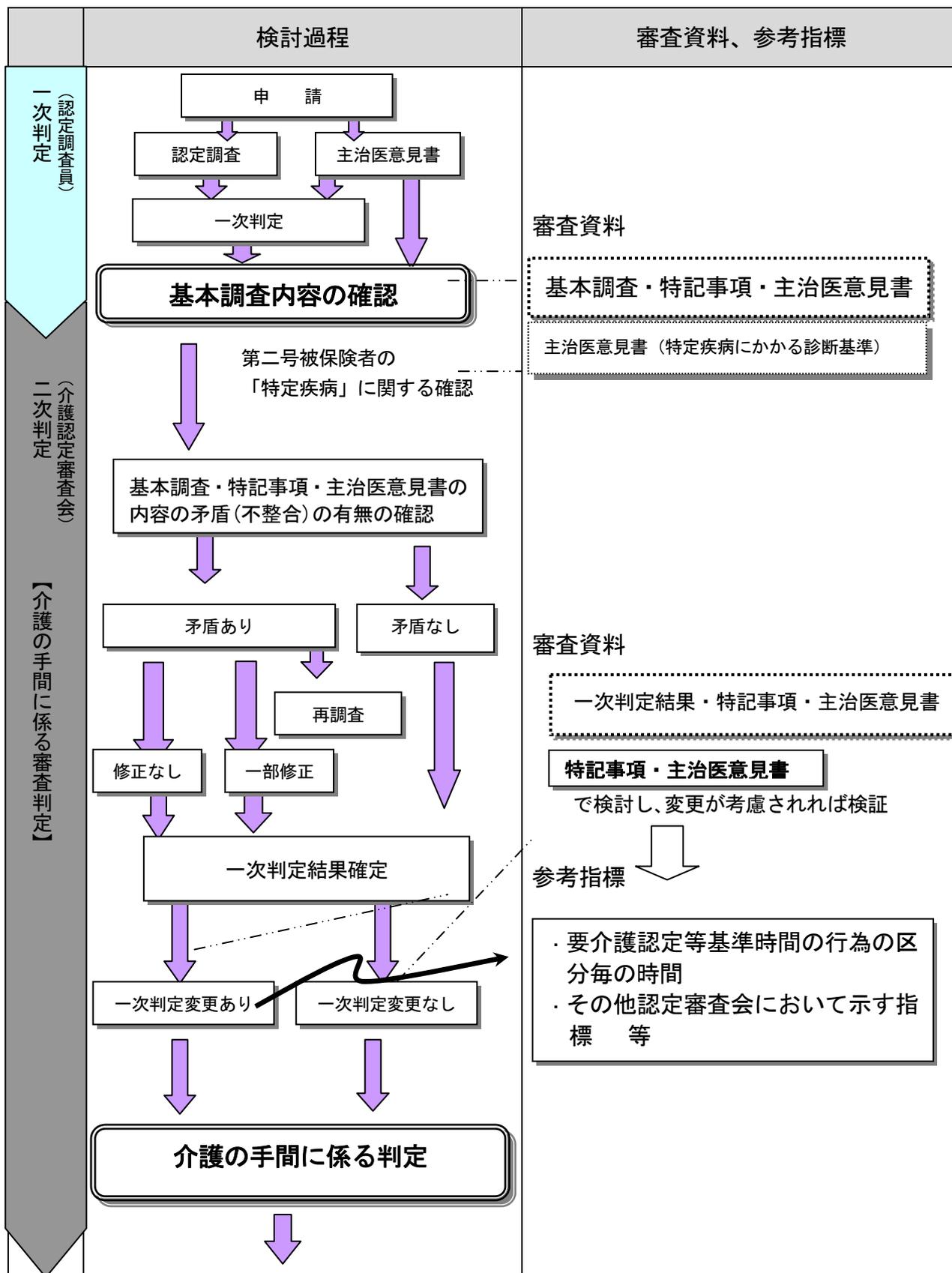
要介護認定等基準時間の算出

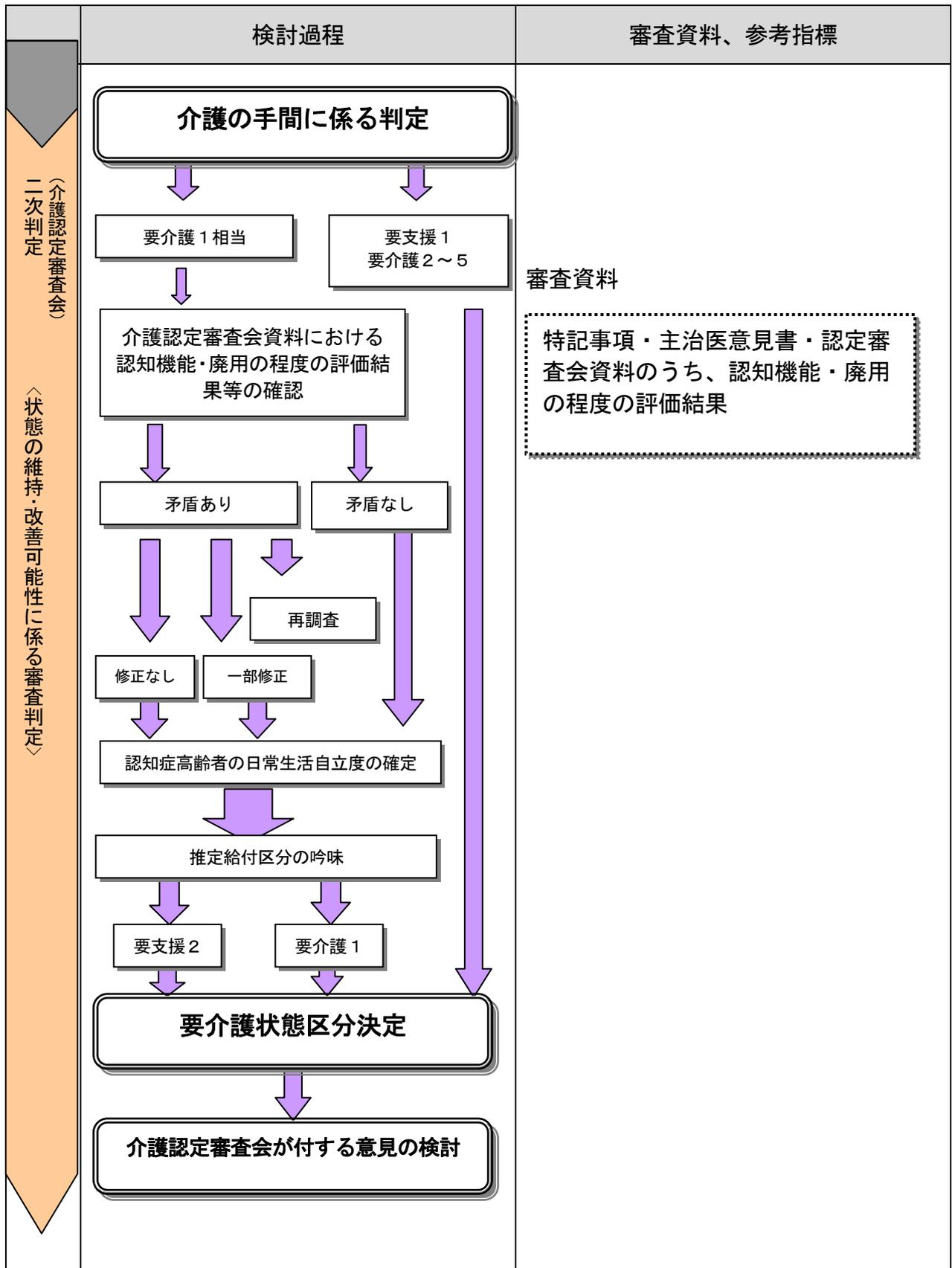
(コンピュータによる推計)

一 次 判 定

介護認定審査会による審査

二 次 判 定





2 要介護認定発足から現在まで改正の経緯

○ 初期要介護認定

- ・ 準備要介護認定は平成11年10月から開始。
- ・ 平成7年の高齢者介護実態調査の分析結果を基にロジックを作成。
- ・ 要支援者と要介護者の判別が難しいとの意見。
- ・ 認知症高齢者の認定が軽くでるとの意見。

○ 平成15年4月の改正

- ・ 認知症重視型要介護認定
- ・ 平成13年の高齢者介護実態調査の分析結果を基にロジックを作成。
- ・ 「運動能力の低下していない認知症高齢者」に対し、レ点を採用。

○ 平成18年4月の改正

- ・ 予防重視型要介護認定
- ・ 基本骨格は変えず、一次判定が要介護1(相当)の者を、介護認定審査会の状態の維持・改善可能性に係る審査によって、要支援2と要介護1に判別。

3 要介護認定の課題

① 認定ロジック作成に使用したデータが古いのではないか？

初期要介護認定は、平成7年の高齢者介護実態調査の調査結果に基づき作成され、平成15年の改正には、平成13年の高齢者介護実態調査の調査結果が用いられている。認定ロジックは、その当時の最も優良なサービス提供施設のケア時間を基に作られることとされており、平成13年当時と比べると、サービスのあり方に関する考えにも移り変わりがあることが予想され、また、先般の国会においてもデータが古いのではないかとの指摘がなされている。

② 要支援2と要介護1の判別

現在、一次判定では、要支援1、要介護1相当、要介護2～5の6区分にのみ判定される。

要支援2と要介護1の判別については、介護認定審査会の場で、

- 1) 一次判定の結果に対し介護の手間に係る審査を行う。
- 2) その結果、要介護1相当と区分された者に対し、改めて状態の維持・改善可能性に係る審査が行われることにより、割り振りがなされる仕組みとなっている。

このような多段階の審査プロセスを簡略化するため、一次判定ロジック自体に要支援2と要介護1の判別ロジックを組み込む検討を行う。これについては、本調査の他、在宅調査等の結果を併せ、検討を行う。

4 高齢者介護実態調査（施設調査）について(案)

(1) 目的

介護が必要な高齢者に対し、心身の状況に応じて、どのようなサービスが提供されているかを数量的に把握し、両者の関係を分析するための基礎資料を得る。尚、このデータは認定ロジック作成の資料となる。

(2) 今回の特徴

高齢者介護実態調査は、平成7年、平成13年の2度行われている。今年度実施予定の調査は、前回の調査後5年経過し、サービスの質の向上や理想とするサービスのあり方に関する考え方の変化等を要介護認定における認定ロジックに反映させるため少しでも介護の手間に関与しそうな項目は認定ロジックに影響する如何にかかわらず全て盛り込んであり、従来の調査に比べて幅広い調査項目であることが特徴である。

(3) 調査概要

①調査施設：

介護保険施設 約60施設(4500人程度の入所者を対象)

②調査時期：平成19年1月～平成19年3月を予定

(4) 実施内容

次の2種類の調査を実施する。

① **介護時間調査（1分間タイムスタディ調査）**

調査対象の高齢者に対するサービスを48時間記録する。具体的には、調査対象高齢者にサービスを提供する職員全員に一人ずつ調査員が付き、職員が行うサービスの内容を1分間毎に調査票に記録する。

② **状態調査**

調査対象高齢者全員に対し、現行の要介護認定調査を基礎として新たに作成した調査票による調査を実施、施設介護時間調査が行われていない日程で、各施設の職員が実施する。